

## 企業団体献金に関する民主党のこれまでの対応について

- 2003年4月1日、常任幹事会（岡田克也幹事長）において、一定範囲の公共事業受注企業からの献金制限を決定。具体的には、大手・準大手等のゼネコン（日本建設業団体連合会加盟63社）が対象。
- 2009年5月28日、政治改革推進本部（岡田本部長）において、政治資金規正法改正案を決定し、6月1日に衆議院へ提出。その主な内容は、①法改正から3年後に企業団体による献金およびパーティー券購入をすべて禁止する、②法改正から全面禁止までの3年間は、国や自治体と1件1億円以上の契約関係にある企業等による献金およびパーティー券購入を禁止する、③個人献金の普及促進のため、全額税額控除を導入する——というもの。
- 同年8月30日実施の総選挙において、上記改正案の内容を盛り込んだマニフェストを掲げて戦う。
- 総選挙後も、1件1億円以上の契約関係にある企業等も含め、企業団体献金の受け入れを継続。
- 本年に入り、執行部の判断により、企業団体献金の受け入れを全面的に保留。
- 10月26日、常任幹事会において、岡田幹事長より、保留となっていた企業団体献金の取り扱いについて報告があり、1件1億円未満の契約関係にある企業等からの献金およびパーティー券購入に限って、内容を精査したうえで受け入れることを確認。
- 11月19日、政治改革推進本部総会において、09年に衆議院に提出した政治資金規正法改正案の内容に基づいて党内論議を進め、来年通常国会に再度法案を提出するとの基本的方向性を確認。これを受けて、24日の同本部役員会において、来年通常国会での法案提出を前提に、制度の詳細を詰めた上で法案化作業を進めることを決定。